

新春のご挨拶



需給調整事業部長
奥村 孝治

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

貴協会並びに会員事業場の皆様におかれましては、旧年中、愛知労働局の行政運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和8年の年頭に当たり、改めて日頃の需給調整事業関係業務へのご理解とご協力に感謝申し上げますとともに、本年の取り組みについて述べさせていただきます。

「医療・介護・保育」職種における有料職業紹介事業につきましては、求人者が支払う職業紹介手数料が高いというご意見や、紹介により就職した就職者の早期離職率が高いなどの問題に対応するため、令和5年2月より「医療・介護・保育求人者向け特別相談窓口」を開設しておりますが、引き続き不適切事案の積極的な情報収集と指導監督を強化してまいります。

令和7年4月から職業安定法に基づく省令及び指針が一部改正されたことにより、有料職業紹介事業者はインターネットを利用して紹介手数料の実績を公開すること及び違約金規約を設けている場合は求人者に誤解が生じないよう、分かりやすい明示をすることが必要となっております。また、募集情報等提供事業者につきましても、労働者になろうとする者への金銭等の提供の原則禁止や、違約金規約を設けている場合は労働者の募集を行う者に誤解が生じないよう、分かりやすい明示が義務となっており、

これらの雇用仲介事業者に対して、あらゆる機会を捉えて周知啓発を実施するとともに、法令等違反の疑いのある事業者を確認した場合には、速やかに指導監督を実施してまいります。

派遣労働者の同一労働同一賃金の履行確保につきましては、労働基準監督署と連携を図りながら、指導対象の派遣先事業所を選定し、適切な制度運用がなされるよう、重点的に指導監督を実施してまいります。

また、申告や情報提供等により把握した派遣労働者を禁止業務に従事させる事案、無許可事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける事案やいわゆる偽装請負等の問題が認められる事案につきましては、迅速に是正指導を図るとともに、重大な法違反には行政処分を含め厳正に対処いたします。

なお、労働者派遣契約の中途解除や不更新の事案が生じた場合、労働者派遣法に基づき、同一の派遣先における雇用安定措置の義務等を果たすよう、厳正な指導監督に取り組む等、派遣労働者の雇用維持のための指導等を実施します。

外国人労働者に関する諸問題については、愛知県警察や名古屋出入国在留管理局と連携し、特に不法就労外国人を雇い入れている事案、またそれらが無許可で労働者派遣を行っている事案等の悪質な事案に対して、厳正な指導監督等を実施してまいります。

労働者派遣事業、職業紹介事業、募集情報等提供事業の利用でトラブルが発生した際には、需給調整事業第二課にご相談いただきますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会並びに会員事業場の皆様方の一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、本年が皆様にとってより良い年になるよう祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。